

諮問番号：令和3年度諮問第3号

答申番号：令和3年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年10月27日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による延長保育実施決定処分（令和2年8月27日付け2葛子保第188号で決定の通知を行った審査請求人の子（以下「子」という。）に係る処分）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、認容されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、令和2年3月6日、保育園に延長保育申請書を提出し、処分庁は、令和2年3月26日、令和2年4月から令和2年8月までの延長保育料を各月1,800円とする処分をし、延長保育実施決定通知書により審査請求人に通知した。

処分庁は、令和2年6月1日、同年6月30日及び同年7月27日、延長保育料の変更決定処分をし、その都度、審査請求人宛て通知した。

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、令和2年4月21日から同年10月12日までの間、家庭保育を行い通園せず、延長保育も利用しなかった。

処分庁は、令和2年8月27日、審査請求人が支払うべき延長保育料について令和2年4月は140円、令和2年5月及び同年6月は各月0円、令和2年7月から令和3年3月までを各月1,800円とする処分（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人宛て通知した。

審査請求人は、本件処分において令和2年7月から同年9月までの延長保育料が各月1,800円と決定されたことを不服とし、本件審査請求を提起したものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、新型コロナウイルス感染予防のため、令和2年4月21日から同年10月12日までの間、家庭保育を行い通園せず、この間は延長保育も利用しなかった。

延長保育の取消には、取下申請書の提出が必要である旨が延長保育申請書に記載されておらず、また、区及び保育園から口頭での説明もなかった。

本件処分は違法であり、令和2年7月から同年9月分までの延長保育料の取消及び当該期間分の納付済み延長保育料の還付を求める。

2 処分庁の主張の要旨

令和2年7月及び8月分の延長保育料の決定処分は、令和2年3月26日に行われ、審査請求人宛て

発送されており、令和2年7月及び8月の延長保育料に関する審査請求については、審査請求期間を徒過しているため、却下されるべきである。

審査請求期間が徒過していなかったとしても、延長保育料の解除には、延長保育等保育実施解除届出書の提出が必要であるが、審査請求人は同届出書を提出しておらず、また、令和2年9月分の保育料を徴収することについては合理的な理由があるため、本件処分に違法不当な点はない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 葛飾区の保育料の定め違法不当性

葛飾区の延長保育についての定めについて、保育園に登園しない場合であってもその月の延長保育料を月額満額徴収できるとする条例規則の定め及びこれに基づく処分庁の解釈運用に違法不当な点は存在しない。

(2) 延長保育の日割り計算に関する決定について

処分庁は、令和2年3月31日、感染拡大防止の観点から、延長保育の実施児童に対し、登園自粛要請をし、延長保育料の日割り計算に関する特例を適用する措置をしたが、この措置は違法不当ではない。

(3) 登園自粛要請の解除決定とその周知方法について

処分庁は、令和2年6月25日、同年7月1日以降の家庭保育の要請を解除し、通常保育を実施することを決定し、以後、登園しなかったとしても原則として月額保育料を徴収する旨を区ホームページに掲載するなどして公表した。審査請求人に関しては、同年7月1日以降家庭保育のため通園せず、延長保育についても利用していないとしても、子について延長保育の解除がなされない以上、本件処分に違法はない。

(4) 延長保育実施の解除並びに解除手続の周知及び個別の教示について

令和2年6月25日付けで、区はホームページに、同年7月以降は、何ら手続を取らなければ通常どおり月額保育料を徴収する旨を掲載したので、一応公表されている。

処分庁は、上記内容を各保育施設の利用者に対する緊急情報メール及び保護者宛ての文書にて通知したと主張している。一方、審査請求人は、緊急情報メールの受信及び保護者宛ての文書の本件処分前の受取を否認している。

審査請求人において、登園しなかった間、保育園や処分庁への相談や質問をしたことはなかった。以上を総合して、延長保育実施の解除並びに解除手続の周知及び個別の教示について、違法不当はない。

(5) 延長保育料を減免しないことの適法性

処分庁が職権で、延長保育を利用していない間の延長保育料の徴収を免除しなかったことについ

て、本件は葛飾区保育の実施事務要綱（平成 11 年 7 月 29 日付け 11 葛児保第 453 号。以下「区要綱」という。）第 16 条に定める要件に該当せず、処分庁の対応に違法不当はない。

(6) 結論

以上から、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和 3 年 10 月 20 日	諮問書の受理
令和 3 年 12 月 8 日	審議
令和 4 年 1 月 25 日	審議
令和 4 年 3 月 16 日	審議

第 6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

- (1) 令和 2 年 7 月から同年 9 月までの延長保育料についての処分に対する本件審査請求は、令和 2 年 10 月 28 日になされた。これは行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条の審査請求期間を徒過しているか（以下「争点 1」という。）。
- (2) 本件延長保育料に関する区の周知方法等に問題はなかったか（以下「争点 2」という。）。
- (3) 審査請求人への個別の教示の有無及びその内容に不適切な点はなかったか（以下「争点 3」という。）。

2 争点に対する判断

(1) 争点 1 について

審査請求人の令和 2 年 3 月 6 日付け延長保育の申込に対し、処分庁は、令和 2 年 3 月 26 日付けで、令和 2 年 4 月から令和 2 年 8 月までの延長保育料に関する処分をした。その後、処分庁は、葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則（平成 10 年葛飾区規則第 37 号。以下「区規則」という。）第 8 条及び区要綱第 15 条に基づき、変更事由を認定する都度、延長保育料に関する処分をした。令和 2 年 7 月から令和 2 年 8 月までの延長保育料についての処分は、令和 2 年 8 月 27 日に行われたと解することが適当であるため、本件審査請求は、行政不服審査法第 18 条の審査請求期間内に申し立てられたものであり、却下されるべきではない。

(2) 争点 2 について

延長保育に関して、葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和 62 年葛飾区条例第 3 号。以下「条例」という。）及び区規則において、延長保育料の額が月単位で定められ、全く登園しない月についても、延長保育の実施が解除されない限り、延長保育料の満額の支払い義務があるとされていること自体は、妥当である。

延長保育の解除については、葛飾区保育の利用の調整等に関する規則（平成 27 年葛飾区規則第

10号。以下「区利用調整規則」という。)第11条第1項第2号において「延長保育等の実施に係る児童の保護者から当該延長保育等の実施の解除の申出があったとき」に行うとされており、同規則第13条の委任に基づき、区要綱第9条において、延長保育等保育実施解除届出書を提出することにより同申出を行うことが規定されている。よって、以上の規定が延長保育の解除に係る審査基準であるといえる。

一方で、区は、葛飾区行政手続条例(平成7年葛飾区条例第1号。以下「行政手続条例」という。)を定め、区の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的にしている(行政手続条例第1条)。また、同条例第5条には、行政庁は、申請により求められた許認可を条例の定めに従って判断するために必要とされる基準(審査基準)を定め、その審査基準を適当な方法で公にしなければならないと規定している。

処分庁は、区利用調整規則については、区ホームページ上の区例規集に掲載している旨主張するが、膨大な例規が掲載されている例規集の中から、延長保育の解除に関する規定を検索することを保育園の利用者に期待することは困難であり、区ホームページ上の区例規集への掲載をもって行政手続条例第5条の義務を果たしたことにはならない。

また、区利用調整規則第13条の委任に基づき、具体的な解除手続等を定める区要綱は、区ホームページや保育施設利用案内には掲載されておらず、また、区要綱第19条の委任に基づき子育て支援部長が定める延長保育等保育実施解除届出書の様式も区ホームページに掲載されていない。また、保育施設利用案内には、延長保育の実施を解除するためには解除の前月までに延長保育等保育実施解除届出書を提出する必要があることは記載されておらず、また、審査請求人が延長保育申請を行った令和2年3月当時、延長保育を1日も利用していなくても延長保育料を負担する必要があることも記載されていなかった。また、延長保育申請書にはその旨が記載されていなかった。

以上で述べたとおり、区利用調整規則第11条第1項第2号において、延長保育の解除に係る審査基準を定め、また、同規則第13条の委任に基づき区要綱第9条において具体的な手続を定めているにもかかわらず、処分庁は、区利用調整規則及び区要綱を行政手続条例第5条が求める程度の公表をしていなかったといえる。

また、処分庁は、令和2年3月31日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、登園自粛要請、延長保育を実施している児童への延長保育料についての日割り計算に関する決定(本件特例措置)をした。

その後、処分庁は、令和2年6月25日、同特例措置を解除し、令和2年7月1日以降の家庭保育の要請を解除し、通常保育を実施し、通常どおり月額保育料を徴収する旨を区ホームページ上に公表した。しかし、このホームページ上の公表内容には、延長保育料の扱いについての記述はない。つまり、登園自粛要請の解除に伴う延長保育料の取扱いに係る周知は不当であったといえる。

(3) 争点3について

処分庁は、本件特例措置につき、各保育施設の利用者に対し緊急情報メールを発信し、保護者宛ての文書にて通知したので、延長保育料に関する周知は十分に行われたと主張するが、審査請求人は、緊急情報メールの受信と保護者宛ての文書の本件処分前の受取を否認している。また、処分庁が発信したと主張する緊急情報メールと保護者宛ての文書には延長保育に関する記載はない。

仮に緊急情報メールと保護者宛ての文書が審査請求人に届いていたとしても、延長保育に関する記載はないから、延長保育に関する個別の教示としても不適切なものである。

処分庁は、審査請求人において、登園しなかった間、保育園や処分庁への相談や質問はなかったと主張している。一方、本件審査請求人においては、保育園に休園する旨を月1回程度伝えていたこと、延長保育は通常保育が実施されるという前提があつて成り立つもので通常保育の休園の申出が延長保育の休園申出を含むと考えていた節があること、審査請求人は新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で何もしなくても、令和2年4月から同年6月分の延長保育料について前記特例措置の恩恵を受けた経験があり、延長保育料を徴収されることはないと思いついていたと考えること等の状況がある。新型コロナウイルス感染症による特殊な事態の下では、処分庁には休園中の子について、その安否や今後の保育の利用予定等を尋ね、延長保育料は休園していても発生することや延長保育を解除するためには延長保育等保育実施解除届出書を提出することが必要である旨を教示するくらいの親切な行動が望ましい。

以上のとおりであり、処分庁の審査請求人への個別の教示は不適切であり、不当である。

(4) 判断

本件延長保育料実施決定に係る処分は、延長保育に関する周知方法において、行政手続条例第1条及び同条例第5条に違反する不当な処分であり、取り消されるべきである。また、令和2年7月から同年9月までの延長保育料は返還されるべきである。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は不当であり、本件審査請求は認容するのが相当である。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明